

議会運営委員会

令和3年2月4日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長 相馬 剛
委員 山形 紀弘
委員 田村 正宏
委員 眞壁 俊郎

副委員長 齊藤 誠之
委員 中里 康寛
委員 鈴木 伸彦
委員 玉野 宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長 吉成 伸一

副議長 松田 寛人

出席議会事務局職員

事務局長 増田 健造
議事調査係長 佐々木 玲男奈

議事課長 小平 裕二
主査 鎌田 栄治

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
 - (1)議会モニター意見の回答について
 - (2)令和3年度議会取組実行計画について
 - (3)請願・陳情の運用について
 - (4)参考人・公聴会の運用について
 - (5)那須塩原市議会会議規則の一部改正について
 - (6)その他
4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○相馬委員長 皆さん、改めましておはようございます。

本日の議会運営委員会もウェブ会議ということになります。委員の皆様は何かとお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

ただいまよりウェブ会議による議会運営委員会を開会いたします。



◎委員長挨拶

○相馬委員長 さて、1月13日、緊急事態宣言区域に追加されましたが、一昨日の報道では、栃木県は2月7日に解除される予定とのことでございます。医療関係者はじめ関係各位の御努力に敬意を表したいと思います。やはり3密を避けるということであると、感染拡大が妨げられるのかなということを改めて認識したところでございます。

那須塩原市議会は、3か月足らずで改選となります。人と人との接触を控えながら議員活動となりますが、様々なツールを活用しながら議員活動、あるいは議会活動に取り組みたいというふうにあります。

さて、本日の協議内容は次第のとおり多くの項目でございます。委員の皆様には、円滑な委員会の運営に御協力をお願いし、開会の挨拶といたします。



◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

まず、(1)議会モニター意見の回答についてを議題といたします。

本件につきましては、12月議会後に議会モニターさんからいただいた意見について、議会運営に関する回答として正副委員長案を作成しておりますので、資料を御覧ください。

資料といたしましては、大きなかぎ括弧の中に定例会というふうなことが書いてございまして、種類としましては、傍聴、ネット中継、それから各ナンバーがございます。それから、モニター会議での御意見と、その後その御意見に対する案の回答ということで記載をさせていただいております。

大ざっぱに御説明をしたいと思いますが、まずナンバー1というところになりますが、回答といたしましては、団体グループ等に事前広報の方法について検討をしますという回答、それから広報紙の活用は執行部との協議をいたしますと、それから傍聴者への特典については、適当かどうか今後検討いたしますというような回答になってございます。

例えば次、(3)につきましては、ネット配信でコメントが書き込めるようなという、チャットのようなものなんだろうと思いますが、これについては今後参考にさせていただき、配信業者と協議いたしますというふうに記載してございます。

4番につきましては、ネット意見聴取の方法を検討いたしますというところでございます。

5番については、設備等の問題があるため今後の課題としておりますということになります。

続いて、6番については、1月の議会運営委員会で、質問時間についてはこのようにいたしましたという回答とさせていただいております。

次に、8番といたしましては、さらに各議員の質問力向上につなげる研修などを検討しますとい

うふうな回答になってございます。

9番については、こういう回答が適当かどうかについては、皆様から御意見、さらにいただきたいというふうに思いますが、迫力の必要性について検討しますというふうな記載をしてございます。

10番については、市民意見の反映にさらに取り組みますという記載でございます。

次のページにいきまして、11番につきましては傍聴者に分かりやすい質問となるよう、議員への周知をいたしますという回答でございます。

ちょっと飛ばしまして、15番につきましては、議会モニターの皆様に議案資料の閲覧ができる方法を検討しますという回答になってございます。

あとは、続いて、ちょっと飛ばしまして22番については、反対討論がある場合にはボタン採決を行うが、それ以外は簡易採決で諮っているという、記入させていただいております。

最後のページにいきまして、23番については議会としての提言を行っており、今後も提言等を行ってまいりますという回答をさせていただいております。

その他の議会活動については、今後の参考にさせていただきますというような記載、それからその他の議会活動の5番については、さらに議会改革に取り組みますと、こういった内容で回答書ということで作成をさせていただいております。

これにつきましては、正副委員長案ということで作成をさせていただきましたので、これについて委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、記載の場所を指摘していただいて御意見をいただければと思いますが、よろしく願います。御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、このような記載で回答とさせていただきますよろしいでしょうか。

皆さん、よろしいですか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、この内容にてモニターさんへの回答と、議会運営委員会の部分の回答とさせていただきます。

(1)については、以上でございます。

次に、(2)令和3年度議会取組実行計画についてを議題といたします。

資料がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、こちらの資料を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、委員長と事務局のほうで令和3年度の取組実行計画のたたき台ということで作成をしたものでございます。

簡単に御説明をさせていただきます。

取組ナンバー1につきましては、市民アンケート等の実施ということで、市民アンケート、傍聴者、議会モニターアンケート等を取組として記載してございます。

2点目につきましては、参考人公聴会制度の活用ということでガイドラインの作成検討、参考人招致等を取組事項としております。

3点目ですが、議員研修の実施ということで計画の策定、それから研修の実施という内容となっております。

4点目でございますが、大学等とのパートナーシップの推進ということで、今年度、宇都宮大学地域プロジェクト演習の関係で申込みをしてございまして、令和3年度、実際に大学の授業の一環として講義をしてやっていくという予定がございますので、こちらの件が1つ。

それから、大学生からの提言を踏まえた政策立

案の検討となっております。

取組ナンバー5でございますが、取組実行計画の策定ということで、次年度の計画を策定です。

取組ナンバー6ですが、事務事業評価の実施ということで、実施と、それから②につきましては日本生産性本部からお話しをいただいているものがございますので、こちらについても調査研究となっております。

取組ナンバー7でございますが、請願・陳情についてですね。こちらについては意見聴取の実施とガイドラインの策定、検討となっております。

取組ナンバー8ですが、臨時会議の開催等に関する運用の整備ということで、5月から通年議会導入となりますので、それを踏まえて機動的な臨時会議の開催に向けた取組となっております。

9でございますが、議会報告会、その他の広聴広報活動の機能強化ということで、広聴広報活動に関する件等が上がっております。

10点目がオンライン会議の推進でございます。

特に具体的な取組を今後定める必要があるということで、そういった内容となっております。

11につきましては、会議等の公開ということで現在もやっておりますが、本会議中継ですとか会議録の公開ですとか、そういった内容となっております。

続きまして、政策形成サイクルの活用ということで、政策形成サイクルが出来上がりますので、その活用に関する取組でございます。

13点目、緊急質問の取扱いに関する規定の整備ということで、緊急質問を整備してございますが、具体的な規定の整備が必要かどうかというところも含めて検討というものでございます。

14でございますが、会派代表質問、一般質問の在り方の検討ということで、議会モニターさん、あるいは職員からのアンケートですね、そ

うものについても一般質問についての意見も多かったというところもありまして、その辺の検討というものでございます。

15点目、政務活動費の見直しです。

使途基準ですとか支給方式についての検討という内容となっております。

次のページにいきまして、団体等への傍聴案内の検討ということで、こちら議会モニターからの意見でもありましたが、各団体に傍聴案内等をお送りして傍聴者を増やす取組というのが内容でございます。

次が議会モニター制度の活性化でございます。

今年度に引き続きモニター会議ですとかモニターアンケート、そういったものを行っていきましょうというものでございます。

18点目、議場における議員の服装その他携行品に関する検討ということで、議会としての格式を重んじ、現状に合った運用について検討する必要があるかどうかというところでございます。

最後でございますが、常任委員会における傍聴者数増に関する取組ということで、スケジュールの案内ですとか配布資料の検討という内容となっております。

こちらにつきましては、委員長と事務局とで案として、ただき台として今回お示しするものでございますので、今後、各会派等で御検討いただいて、内容の修正ですとか取組項目の追加、あるいは削除等を今後御議論いただければというふうに考えております。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

大変失礼しました。ただいま説明がありました案を基に取組事項の追加や削除、修正を行い、成案としたいというふうに思います。まず、一度会派に持ち得っていただき、次回2月19日の定例議

運ので改めて協議したいと思いますが、ここまでのところで委員の皆様から質疑はございますか。ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、一度会派に持ち帰りいただくということでよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱います。次回、再度会派の意見を集約して協議を行いたいというふうに思います。

次に、(3)請願・陳情の運用についてを議題といたします。

10月29日の議会運営委員会において、資料にありますとおり論点の頭出しをさせていただいております。会派での意見集約をお願いしております。各会派から、請願、陳情に関し意見を伺いたいと思います。

まず、那須塩原クラブから意見をいただいております。よろしいでしょうか。

中里委員。

○中里委員 論点の整理ということで、(1)、上ポチから順に言っていく方がいいですね。①とかと書いていないから、上ポチ、2ポチ、3ポチとかという話になっちゃうんですけども。

○相馬委員長 それで結構です。

○中里委員 まず、一番最初の1つ目のポチは、取り扱わないということで。

○相馬委員長 すみません、中里委員、もうちょっとボリューム上げてもらってよろしいですか。

○中里委員 あ、あ、聞こえますか。

○相馬委員長 はい、大丈夫です。

○中里委員 大丈夫ですか、すみません。

まず、(1)の1つ目のポチですけども、取り扱わない。2つ目のポチ、これについては保留です。

3つ目のポチについては、これも取り扱わないということになります。4つ目のポチが過去に提出されたものと同様のものを取り扱う、これは取り扱うということになりました。5つ目のポチですけども、請願は全て採決をする、また採決を望んでいない陳情、要望は、報告、回覧とするということになりました。最後のポチですけども、取り扱わないということになりました。

次に、(2)です。

議長預かりの陳情等の取扱いについてですけども、議運の各委員に報告、回覧をするということになりました。

続きまして、(3)提出期限の例外についてでございますが、まずタイムリーな対応が必要かどうかを議運で判断し、提出の期限については議運の2日前まで受け付ける。また、臨時会での審査は、内容によって採決をするか、決まらな分らないということになりました。

続きまして、(4)個人情報の取扱いについてですけども、公表を望んでいない場合は公表はしないということになりました。

続きまして、(5)1つ目のポチですけども、意見を聴取する場としては原則として委員会とする。2つ目のポチ、意見陳述の制限時間は、制限時間を設け10分以内とする。3つ目のポチ、意見を聴取する仕組みとしては参考人招致を活用するということです。4つ目、意見聴取日程の調整についてですけども、委員会の開始時間とする。5つ目のポチですけども、意見陳述の執行部の出席の有無についてはなし。最後のポチですけども、一定の陳情等についての意見陳述の機会付与を認めない運用を設けるかについてですけども、これは委員会の判断に委ねる。

最後の(6)その他運用の変更については、現時点では分からないということになりました。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きまして、公明クラブさん、大丈夫でしょうか。

田村委員、よろしく願います。

○田村委員 分かりました。じゃ、同じように順番に申し上げます。

(1)、これは1ポツ、2ポツ、3ポツ、これに関しては取り扱わないでいだろうということで、4番目の過去の提出されたものと同様なものに関しては、これは程度によって判断すべきであるということ、やはり1年以上過去に出されたものであり、かつそのときと状況が変わったものに関しては、取り扱う扱いにしたほうがいいんじゃないかという意見です。その次は、取り扱わないです。陳情の内容が明らかに市議会に關係のないもの、これはやっぱりケース・バイ・ケースで、どっちかというふうには今のところ判断はできないということです。

(2)の議長預かりの陳情等の扱いの情報提供に関しては、サイボウズ等で全議員に発信をしてはいいかがでしょうかということです。

(3)の提出期限の例外は、設ける必要がないという意見です。

(4)、これは運用を変更するかしないかということであれば変更したほうがいい、変更する必要があるという意見でございます。

(5)に関しては、その仕組みを検討する必要があるということなので、いずれのポチに関しても具体的にそれぞれどうこうということではないんですけれども、今後検討するという意見でございます。

(6)に関しては、すみません、議長、これどうでしたっけ。

○吉成議長 大した意見は出ませんでした。

○田村委員 以上でございます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

続きまして、志絆の会、大丈夫でしょうか。眞壁委員でよろしいですか。

○眞壁委員 じゃ、私のほうからすみません。申し訳ないんですけども、会派のほうでの論議をちょっとしなかったんですけども、鈴木さんのほうで何かあれば、申し訳ないんですけども。

○相馬委員長 じゃ、次回です。まだ会派のほうの意見が集約されていないということでございますので、次回までに再度集約していただければというふうに思います。○眞壁委員 それでよろしいですか。

○相馬委員長 はい、大丈夫です。

○眞壁委員 はい、分かりました。

○相馬委員長 今日の意見を踏まえて、各会派の一覧表を再度作成して皆様のほうに送りたいというふうには思います。この件についても会派持ち帰りということになろうかと思しますので、よろしく願います。

続いて敬清会、玉野委員いかがでしょうか。

○玉野委員 聞こえますか。

○相馬委員長 はい、大丈夫です。

○玉野委員 まだ会派として集約されていないので、今、委員長が言われたたたき台というんですか、見せていただければより会派の意見が集約できると思うので、そうさせていただきたいんですが。

○相馬委員長 はい、分かりました。それでは、ただいまの意見を踏まえまして引き続き検討していきたいというふうに思います。

ただいま的那須塩原クラブと公明クラブの意見を一覧表にして、皆様のほうにサイボウズ等でお送りさせていただきたいと思います。これについても、次回、再度協議案件とさせていただきますのでよろしく願います。

これについて、ほかに御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 よろしいですか。

はい、よろしければ、(3)については以上とさせていただきます。

続きまして、(4)参考人・公聴会の運用についてを議題といたします。

これについても資料がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから資料の御説明をさせていただきます。

今後、参考人・公聴会の運用について定めるに当たって、たたき台的なものを事務局のほうで作成しましたので、御確認いただいて御議論いただければというふうに考えております。

まず、1点目、現状でございますが、(1)定義です。

参考人につきましては、本会議または委員会において、市の事務に関する調査、審査のために必要があるときに出頭を求め、意見を聴く人のことを参考人といいます。

公聴会ですが、予算その他重要な議案、請願等の審査に当たって必要がある場合に、本会議または委員会で聴くというもので、利害関係者、学識経験者等から意見を聴く制度となっております。

(2)の活用事例でございますが、那須塩原市議会といたしましては、陳情の提出者に参考人として来てもらって意見を聴いた例がございますが、公聴会については、こちらで確認をしたところでは開催の例がございませんでした。両制度とも全国的に活用の事例は多くはございませんで、特に公聴会につきましては、手続が煩雑で時間もかかるということで、開催の例はかなり少ないという状況となっております。

関係規定でございますが、基本条例、それから取組実行計画の中で、こういったものを活用して意見を聴きますという形の記載がございます。

実費弁償でございますが、参考人、現状出席した場合には、条例の規定によって一般職の職員の例によって実費弁償が支払われることとなります。具体的には、自家用車の場合には1キロ当たり30円というような形の実費が支払われています。

続いて、方針案でございますけれども、参考人制度、公聴会制度のそれぞれについて、早期に実施する事項は実施できるのではないかとという事項です。それから、早期には難しいけれども、今後実施に向けた検討というのが考えられるのではないかとという事項をそれぞれ上げてございます。

まず、参考人でございますが、参考人については公聴会よりも手続が簡易ですので、活用実績もありますので積極的な運用を行ってはどうかという内容でございます。

ア、早期に実施する事項でございますが、請願、陳情の提出者の原則的参考人招致でございます。請願、陳情の提出は、その思いを議会に届けたいというところがございますので、提出者にとっては意見陳述の機会が与えられるというのは非常に重要であると考えています。提出者の思いを聞き質疑をするということは、議員間討議の活性化という観点からも有益でありますので、請願、陳情の提出者については、原則として参考人として出席をしてもらうということかどうかというものでございます。

意見陳述になじまないとか、必要性が低い陳情というものもございますので、そういったものについての類型を先ほどの請願、陳情のこととも関連をさせていただきますけれども、定めておくべき事項は幾つかあるのかなというところでございます。

続きまして、イのところですね。今後実施に向

けた検討を行う事項でございますが、議案に係る市民や団体からの意見聴取というのが考えられるのではないかとこのことでございます。予算とか条例の議案の審査に当たっては、常任委員会に執行部の出席を求め、提案理由の説明を求め質疑を行い、審議をしております。現状では、常任委員会の委員個人の知見のほか執行部からの情報のみで審査を行っていますが、それぞれの議案には条例によって活動を制限される方、あるいは補正予算によって新たに補助金の対象となる方などもありますので、こういった方に参考人として出頭してもらって常任委員会で直接意見を聴くということは、議会活動における市民参画につながる、それから議員間討議の活性化にも資するという面もあるのかなというところでございます。

ただどの議案を対象にするかとか、参考人を選ぶかというところも、今は行っていないことでもございますので、将来的な検討というところかなというふうに考えております。

続きまして、公聴会ですが、公聴会の開催に当たっては、実施場所、意見を聞こうとする案件等を事前に公表して、口述人の募集や選定を行うという手続が必要となります。時間もかかりますので、今の定例会中に全ての手続を終えるというのは困難な状況にあります。実際には、今後通年議会になった後の定例会議に出された議案については、定例会議終了後次の定例会議までの間に公聴会をやって、議案については次の定例会議で議決をすとか、そういった形がスケジュール的には現実的かなと考えます。

アの早期に実施する事項でございますが、法令の中で公聴会の実施が義務づけられている事項がありますので、こういったものがあつた場合には当然にやらなければいけないかなというものでございます。例えば町字の区域の新設や名称変更に

ついて、こういった議案がありますけれども、市民から原案に対する変更の請求があつたものについては、議決をする前に公聴会の開催が義務づけられていますので、こういったものについては、まず公聴会を実施する必要があるかなというところでございます。

続きまして、イでございますが、今後の実施に向けた検討を行う事項ですが、賛否が大きく分かれる重要な議案に関する指定、公聴会を実施するというところもあるのではないかとこのことでもございます。

市民の中で賛否が分かれて、議会内部でも否決や修正の声が出るような議案については、慎重な審議を行うとともに市民の意見を反映させるという観点からも、定例会議中に場合によっては議決をしないで、その後公聴会を開催して市民からの意見を聴いて、改めて議会として審査を行うということも考えられるのではないかと、これも、将来的な実施に向けた検討というのは一つ考えられるかなというところでもございます。

その他といたしまして、参考人として出頭した人については、先ほども話しましたが、実費弁償として少額の旅費を払っておりますけれども、他市では、条例を別途定めて日額で1日何千円とか定めているという例もございまして、積極的に活用していく、特に専門家の意見を聴くみたいな場合には直す必要が考えられますので、そういったところを直す必要があるかどうかというところかなと思います。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました案を基に、まずは一度会派にお持ち帰りいただきまして、今後改めて協議をしたいと思いますが、ただいまの説明についての質疑はございますでしょうか。大丈夫でし

ようか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑がなければ、もう一度会派のほうに持ち帰っていただくということでよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 はい、ありがとうございます。

じゃ、そのように取り扱わせていただきます。

(4)については、以上といたします。

次に、(5)那須塩原市議会の会議規則の一部変更についてを議題といたします。

これについても、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 こちらについて説明させていただきます。

資料は特にございません。

広聴広報特別委員会なんですけれども、議会だよりの編集を行っておりますが、今度改選がございまして、5月に新しい議員が決まった段階で、早期に議会だよりの臨時号を発行する必要がございます。そうしますと、スケジュール的に6月の定例会議での設置ですと間に合わないと、5月の招集会議でも設置ができるかどうかというところもございますので、議長、それから齊藤委員長と相談をさせていただいて、会議規則の改正を行いまして166条の協議の場の別表がございますので、その中で広聴広報に関する委員会ということで、組織の在り方を少し変えて、会議規則の中で位置づけることによって、5月早々から、5月の招集会議で実際には委員を選任する形になりますけれども、動き出して、議会だよりの発行もスムーズにいけるかなということで、そんな感じでの変更を検討しております。

今後、広聴広報特別委員会でまた御検討いただ

いて、次の19日の定例議運の中で具体的な案をまたお示しできるかと思っておりますので、今回はその頭出しということで御了承いただければと思います。説明は以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり、広聴広報委員会についての改正を予定しているところでございます。改正内容については、改めて次回の委員会にてお示ししたいというところでございますので、御了承いただきたいというふうに思います。

(5)につきましては以上となります。

次に、(6)その他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、事務局から何かございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、それでは私のほうから、先日の議会運営委員会において、2月10日の全員協議会については、緊急事態宣言が解除されれば議場で、解除されなければZ o o mでということになりました。政府の方針では、栃木県については解除されるものの、東京などは引き続き緊急事態宣言を継続するというところでございます。

これを受けまして、10日の議員全員協議会をどのように行うかということになるわけでございますけれども、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。前回は、緊急事態宣言中であればZ o o mで行うということになってございました。御意見はございますか。

中里委員。

○中里委員 私の個人的な意見なんですけれども、先日、県知事の記者会見といいますか、ぶら下がりの取材があったときにおっしゃっていたのが、

国のほうから緊急事態宣言に関することについて、意見調整だったりとかそういうものがあれば意見を言うんだけど、意見を求められなかったということでした。国が一方的にというか、国が県とか県医師会とも調整は行わずに一方的に緊急事態宣言を緩和したという現状もあり、県知事としては、緊急事態宣言解除はされているが、基本的には好ましくないということもおっしゃられています。ただ段階的に、自粛だったりそういったものを緩和させていくというふうなことはおっしゃっているの、僕個人的には、表面的には緊急事態宣言は解除はされていますけれども、県知事も好ましくないとおっしゃっておりますので、Z o o mで開催したほうがいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

Z o o mで開催という御意見でございますが、ほかに御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、10日の議員全員協議会についてはZ o o mで行うということによろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、10日の議員全員協議会については、Z o o mで行うということに決定いたします。

ほかにその他として何かございますか。

山形委員。

○山形委員 10日の全協はZ o o mでやるということなんで、質疑する際に手を挙げて、その辺の質疑に対する対応ですか、議員が。その辺ちょっと整理しとかなないと、みんな手を挙げたときにちょっと混雑しちゃったり、そういったときに質疑の

在り方の検討をちょっと事務局と相談したほうが、スムーズなZ o o mの会議になるのではないかなと思うんですが、その辺はどういうふうにいたしますか。

○相馬委員長 はい、ありがとうございます。議場で行う場合は一応通告制にするということで、前回お話しをしておりました。

今回Z o o mで行うのに当たって、誰が手を挙げるということは、26人でもすぐ議長は判断がつくものなのではないでしょうか。まず事務局にちょっとお伺いしたいと思います。

係長。

○佐々木議事調査係長 今、皆さんが見ていただいているZ o o mの画面と同じものが議長も見ているわけですが、ギャラリービューという形にしますと最大で25人が1つの画面で出てくる形になります。これは議員だけではなくて事務局、それから執行部の市長、副市長、それからほかの説明者等も含めて、入っている方が全部入った形で、そのうちの25人ですね。最大の25人を超えたと、横にスライドをするとほかの方が見えるという形になりますので、手を挙げた場合にはこの画面で確認できますが、ただ一画面でぱっとすぐに議長が気づけるかどうかというところがありますので、そこは若干時間をかける可能性はあるかなというふうに思っております。

○相馬委員長 ありがとうございます。

議長が進行するようになって、若干時間のずれはあるかもしれませんが、技術的には可能だということでございますので、まず質疑について通告制を取るかどうかということでございますが、あくまでも全員協議会というところでございまして、本会議で十分質疑はできるものだというふうな理解はしているところでございますが、通告制を取るか取らないかについて御意見をいただければ

ばと思いますが、いかがでしょうか。

山形委員。

○山形委員 すみません。議長が挙手の判断とかその辺で、吉成議長が大変でしたら、その辺ちょっと議長としての立場がどちらがいいのかとちょっと聞きたいなという反面、通告制もいいたろうけれども、その場でもいいたろうと、議長がどのように議事進行するに当たってやりやすいのか。今回初めてやるということですので、議長の立場もちょっと聞きたいと思うんですが、よろしいですか。すみません。

○相馬委員長 はい、分かりました。吉成議長、よろしいですか。

○吉成議長 山形委員、御配慮ありがとうございます。皆さんの決定に従います。従前どおりやっても対応しますし、通告制にしても、それはそれでやりたいと思います。

特に3月議会ですので、当然本会議前の大事な全協でもありますから、皆さんの御判断お願いします。

○相馬委員長 山形委員。

○山形委員 そういうふうなことであれば、議長がやる気があるということであれば、事前通告ではなく、もうその場でしっかりと質疑、そして議長はしっかり対応していただけるということなので、事前通告じゃなくその場でしっかりと質疑ということでもいいんじゃないかなと思っております。

○相馬委員長 ありがとうございます。

今、通告制を取らないという意見でございます。これについて、ほかに御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 じゃ、ないようであれば通告制を取らずに質疑を行うということにしたいと思います。

手を挙げる方法でございますが、カメラの前にこういうふうに手を挙げるということで、議長、

大丈夫でしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、全員協議会についての質疑については、通告制を取らずにその場で挙手によって質疑を行うということで決定したいと思います。よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ありがとうございます。

じゃ、そのように取り扱います。

ほかに決めておくことはありますか。

議長、お願いします。

○吉成議長 質疑に関しましては、従来どおりということでした。

前回の議運の中で案件の説明、執行部側の説明ですね、これについても従来どおりとなっていましたけれども、これはそれでいいんですか。説明をいただくということで、それとも省略なのか、その確認を委員長、お願いします。

○相馬委員長 はい、分かりました。

前回、Z o o mで行う場合は、執行部からの説明をいただくということで決定しているというふうに理解しておりますが、そういう取扱いでよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ありがとうございます。

議長、それで大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 大丈夫ですか。

再度事務局からは、今の件について対応、大丈夫でしょうか。大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ありがとうございます。

大変すみません、失礼いたしました。

もう1点、今ごさいまして、ウェブ会議を行うのに当たって、皆さんそれぞれ御自宅、もしくは事務所等で御参加いただくわけですが、この中で庁舎のほうに役所のほうに来られるという場合の取扱いについて、本来のリモート会議ということについて再度ちょっと御考慮いただいて、役所のほうに来てZoom会議に参加するというものの取扱いについて、御意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、基本的にはそれぞれ御自宅、もしくは御自分の事務所等で参加していただくというようなことでよろしいでしょうか。

すみません。再度副委員長、じゃ、説明お願いします。

○齊藤副委員長 すみません。御自宅でやってくださいと言っても結局議場に来ちゃう方がいらっしゃるので、来る場合には、例えば何かお届けしてもらおうとかというものを一つやっておかないと、議長、副議長は来ますよね、普通に。この全協の場合になると。ほかの方々は基本的に在宅という話になっているんですけども、Wi-Fiは、事務局のほうで聞いたら全員配備してあるというアンケートが多分取れていましたよね、事務局で。一部ない方がいらっしゃるね。だから、ない方の理由とかが分かっているかと思うし、あとは扱い方が慣れなくていらっしゃるとか、あるいは別な方の話を見たら、御自宅でやっていると、例えば田村さんとか伸彦さんとかがいらっしゃるところに、例えば宅配業者が来てピンポンと来たときはどうすんだとか、そんな話が出たり入ったりしているんです。会議だと、普通は議場にいれば当たり前のように議論するというのはなっちゃうんですけども、自宅になると多少ハード

ルを下げちゃって、お客さんが来たらそっちへ行っちゃうとかとなっちゃうと、そういうのはどうなんだとか思っちゃって。

2つほどうまく。

そう。なんで、ここじゃないと議論できないんだという人たちのことも、一応考えてあげていただかなきゃいけないのかなとも思ったんですけども、基本的には在宅というのもあるんですけども、議論はしっかりとしなきゃいけないという、両方とも押さえていかないと、やっぱり皆さんの一人一人の行動がこの画面を通して見えちゃうので、画面オフに急になってみると何だいという話になっちゃったりとか、普通じゃあり得ない活用ができちゃうんですね、Zoomを使うと。

なので、ちょっとその辺もよく加味して、今度全協は3月の予算前のもので、多少ルールを皆さんに周知したいほうが事務局側も指導するときに指導しやすいのかなと思うんで、もうちょっと議論なり何なりをしてもらえればと思います。お願いします。

○相馬委員長 了解をしました。今、事務局から資料が入ったところですが、事務局としましては、10日、Zoom会議になった場合に自宅等で参加するか、それから市役所に来庁されて参加するかというアンケートは取っているようでございます。これについてはWi-Fiの設備の状況等々もあるのかなというふうには思います。

これについて、議会運営委員会として一定程度の、何というんでしょうか、申合せは必要なのかなというふうには今思いましたので、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃ、山形委員。

○山形委員 前回、事務局のほうでアンケートを取っていただいたみたいなんですけど、その結果はどんな結果というのは教えていただけるんですか、

そういったもの。何人ぐらいの方がちょっとそういうふうな。

○相馬委員長 25人中15人が御自宅という回答になっているようです。10人が来庁してということになってございます。

○山形委員 その10人の方は、やっぱりWi-Fiの環境とか設定のほうが、まだなかなか難しいということであれなんですか。ちょっとその辺もすみません。

○相馬委員長 内容については伺って…

○山形委員 分かんない。

○相馬委員長 内容については伺っていないです。ただアンケートとして希望を伺っているという状況だそうですが、私も実は市役所というふうにさせていただいておりますが、全協報告、それから全協説明があるので、私は自宅あるいは事務所からというよりは、ここに来たほうが事務局長等とのあれもでございますので、私も市役所に来てということでアンケートのほうは回答してございますが。

○山形委員 もしその10名の方が市役所に来たら、ちゃんと場所とかそういったものも事務局で準備するなり、そういうふうなものもどういうふうなあれなんですかね。

○相馬委員長 これについては、大丈夫ですか。

○佐々木議事調査係長 こちらに来られた議員さんについては、今回イヤホンを購入していただきましたので、イヤホンを使っていただければハウリングの問題は比較的起きにくいかと思っておりますので、第1委員会室、それから第4委員会室、こちらの2つを使って、そこから参加していただくということを想定しております。

○相馬委員長 分かりました。

それでは、これまでアンケートを取っておったということでございますので、今後もZoom会

議を行う場合の参加方法については、事務局でアンケートを取って設定していくということによろしいでしょうか。これについて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する人あり〕

○相馬委員長 10日の件だもん。10日、全協の件だから今ここで決めないと。

それでは、ここで暫時休憩といたします。少々時間をいただければと思います。事務局と打合せをします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時58分

○相馬委員長 大変お待たせいたしました。今、事務局と打合せをしたところでございます。

事務局のほうでも、登庁してZoom参加ということに対する理由等は伺っていないということでございますので、できるだけ密を避けるという意味でも、Wi-Fi環境が理由で役所に来て参加するという場合以外は、できるだけ御自宅もしくは個人の事務所のほうで御参加いただけるような案内をしてはというふうなことでございます。そういうご案内をするということで、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように設備による理由で役所に来る方以外には、できるだけ御自宅、もしくは御自分の事務所のほうで御参加くださいという案内を差し上げて、10日の議会運営委員会はZoomによる会議というふうにいたします。

ほかに委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、次回の議会運営
委員会は2月19日、定例の議運となります。

先ほど会派持ち帰りの案件がございましたので、
そこまでにできるだけ会派で御協議をいただいて
いただければというふうに思います。



◎閉会の宣告

○相馬委員長 以上をもちまして、本日の議会運営
委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時00分